

2026年度現場フィールド活用型イノベーション創出推進業務 委託仕様書

1 業務名

現場フィールド活用型イノベーション創出推進業務

2 業務目的

農業分野においては、担い手減少や高齢化、環境負荷低減といった従来からの課題に加え、気候変動、カーボンニュートラル、サプライチェーン構築といった、新たに対応すべき課題が顕在化している。こうした課題に迅速に対応していくためには、新たなイノベーション創出が必要である。

農業分野のイノベーション創出を加速し実現するためには、新しいアイデアや開発された新技術を産地とつなぎ、着実に定着させ、横展開させる必要がある。これには、技術を有するスタートアップ等と技術を導入する産地の両者のニーズを擦り合わせながら戦略をつくり、技術導入をサポートする取組が必要となる。

本業務では、スタートアップ等と産地の間に立って新技術の導入に携わる職員が、事業戦略等の専門家による伴走支援を通して、イノベーション創出と技術の速やかな社会実装に取り組む。スタートアップ等と県が共同で実施するアプリや技術等の導入・改良に関する取組を支援するため、2024・2025年度に本県農業の課題解決を目的に選定した4つのテーマにおいて本業務を実施するとともに、社会実装した2テーマの事業効果を追跡する。また、持続的なイノベーション創出を目指し、本事業で取り組んだスキームをマニュアル化するとともに、普及指導業務のDX化について専門的知見によるサポートに取り組む。

3 委託期間

契約日から2027年3月18日（木）まで

4 業務内容

(1) 事業全体のマネジメント

愛知県農業水産局農政部農業経営課普及・営農グループ（以下、「普及営農」という。）、愛知県農業総合試験場普及戦略部（以下、「普及戦略部」という）と打合せを定期的に開催し（月1～2回程度を想定）、事業全体の連絡調整、進行管理等のマネジメントを行う。

(2) 事業プランの実行に向けた伴走支援の実施

ア 2024・2025年度に策定した事業プランの実行に対する伴走支援

- ・2024・2025年度に選定した4つのテーマ（別紙：現場フィールド活用型イノベーション推進事業における4つのテーマと参画企業参照）の各事業プランの実行に際して、各プランの内容を踏まえ、専門的な見地から助言を行える者を選定・派遣するなどして伴走支援を行う。
- ・前項の伴走支援は、県の普及指導員等で組織する「テーマ別検討チーム」が実施する『設計検討』、『中間検討』、『成績検討』への参加によるほか、類似知財の確認や社会実装に向けたビジネスモデル検討などを通じたスタートアップ等への支援などにより行うこととする。

イ 2025年度に社会実装した課題のフォロー

・2025年度に社会実装した2課題の成果を追跡し、改善すべき問題に対してはフォローする。

(3) 持続的なイノベーション創出に向けた体制整備の支援

- ・本事業で得られた、農業現場の課題や技術シーズを拾い上げ、スタートアップ等と普及組織が協働して農業現場で実証し、創出されたイノベーションを社会実装するスキームのマニュアル化を行い、普及戦略部が中心となる持続的な体制整備を支援する。
- ・体制整備の実証として、2027年度に取り組む新たなテーマ抽出に向けた支援を行う。

(4) 普及指導業務のDX化の支援

- ・普及指導員が、効率的かつ持続的に普及指導業務を行うためのDX化を支援する。
- ・DXツールは、愛知県が導入するノーコード・ローコードツール等を使用する。県が活用するにあたり、より実用的かつ継続的な改善ができるツールになるようサポートする。
- ・業務改善に資するデジタル技術ツールや、先進地で活用している事例を提案する。

(5) 報告会の開催

ア 中間報告会

事業プランの進捗状況を確認するため、事業プランごとの進捗状況を10月末までに普及営農に報告する。

イ 成果発表会

2027年2月に開催予定の「あいち農業イノベーションサミット」のプレイベントとして、本事業の成果発表会を開催する。会場はSTATION Ai(名古屋市)のイベントスペース等を想定しており、借用からイベント運営について行う。

また、農業者の意見を反映できるようにアンケートを取り、事業にフィードバックする。

(6) その他

ア 県との調整

(1)から(5)の業務の実施にあたっては、計画段階から県と随時打合せを行い、県の指示に従いながら実施すること。また、打合せのための資料及び議事録等の作成を行うこと。会議等の開催にあたっては、対面、オンライン会議のいずれの方法でも対応すること。

イ 謝金等の支払

(1)から(5)の業務において、有識者等への謝金や旅費の支払いが発生した場合は、適切かつ遅延なく執行すること。

ウ その他

(1)から(5)に明記のない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な事項については、県と協議の上、対応すること。

5 実績報告

受託者は、業務を完了した際は、以下の成果物等を遅滞なく提出すること。

(1) 成果物等

ア 委託業務実績報告書

4の業務内容で示す項目について、実施結果及び成果をとりまとめた「実績報告書」及び創出されたイノベーションを社会実装するスキームのマニュアルを作成すること(様式任意)。

イ 参考資料

「実績報告書」には参考資料として以下を添付すること。

- ・収集したデータ
- ・各種打ち合わせ記録
- ・ヒアリング記録
- ・本業務で使用した各種文書

ウ その他

その他、県と協議の上、県が指定するもの

(2) 納品方法

- ・成果物等は、A4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A3判の折込可）5部とその内容を記録した電子媒体2部を提出すること。
- ・本業務における制作物については、その内容を記録した電子媒体2部を提出すること。

(3) 納期

契約期間内に提出すること。

(4) 納入場所

愛知県農業水産局農政部農業経営課

(5) その他

- ・受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作権者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物等について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・県から経過報告を求められたときは、速やかに対応すること。

6 留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、円滑な業務実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本業務の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本業務の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- (4) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。
- (5) 本業務は国の地域未来交付金（第2世代交付金）を活用して行うため、「地域未来交付金（第2世代交付金）交付要綱」に規定する要件を遵守すること。

現場フィールド活用型イノベーション推進事業における4つのテーマと参画企業

	テーマ	参画企業(所在地)	提案内容
1	ハウス内環境と植物生長の見える化	株式会社 IT 工房 z (名古屋市中区)	ハウス内の温度、湿度などの環境の変化が植物の生長に与えた影響を見える化し、栽培管理に活かすアプリの開発
2	IoT を活用したノンストレス樹体管理	GREEN OFFSHORE 株式会社 (静岡県浜松市)	生育状況や栽培環境のデータから、高品質な果実生産を可能にするアプリの開発
3	イネカメムシを制するアラートシステム	日本農薬株式会社 (東京都中央区)	イネカメムシの発生を AI によりリアルタイムに把握し、アラートを配信するシステムの開発
4	気候変動に打ち勝つトマトの裂果防止ツール	トヨタネ株式会社 (豊橋市)	暑熱で発生するトマトの裂果を防止し、力が弱い作業員でも使い続けられる器具の開発

2025 年度に社会実装した課題

	テーマ	参画企業(所在地)	提案内容
1	IPM(農薬に頼らない防除)技術を推進するアタッチメント	株式会社 新美利一鉄工所 (岡崎市)	花きの病気を防除する UV-B ランプについて、植物や施設の資材への影響を軽減するアタッチメントの開発
2	作業負担を軽減するアタッチメント	有限会社杉浦発条 (高浜市)	キュウリのつる下げ作業の省力化に寄与する器具の作成

【現場フィールド活用型イノベーション推進事業の仕組み（現状）】

